

児童扶養手当現況届 特別児童扶養手当所得状況届 を忘れずに

児童扶養手当を受けている方は、所得及び児童の養育状況確認のため、毎年8月中旬に「現況届」の提出が必要です。「現況届」は、平成26年度（平成26年8月から平成27年7月まで）に引き続き受給できるかを決定する大事なものです。現況届についてのお知らせを7月下旬に送付しましたので、必要書類をご確認の上、必ずご本人が提出してください。現況届の提出が遅れたり提出しなかったときは、手当を受けるのが遅れたりもらえなくなることがあります。

また、特別児童扶養手当を受けている方も、所得及び児童の養育状況の確認のため「所得状況届」の提出が必要となります。

提出期間 【児童扶養手当】 8月1日(金)～8月29日(金) 【特別児童扶養手当】 8月11日(月)～9月10日(水)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日除く）

図 【児童扶養手当】 学校教育課 子育て支援室 ☎(42)2230

【特別児童扶養手当】 保健福祉課 福祉介護係 ☎(44)2300

防災行政無線の放送内容をメール配信します！

町では、防災行政無線で放送した内容を携帯電話等のメールアドレスへ配信するサービスを行っています。メールアドレスを登録していただくことにより、防災行政無線で放送するほぼすべての情報が確認できますので、ぜひご登録ください。

- 【会員登録方法】**
- ①QRコードで読み取ったURLにアクセス
 - ②空メール送信
 - ③返信されたメール内のURLにアクセス
 - ④利用規約に同意
 - ⑤利用者名・住所入力
 - ⑥登録完了（登録完了確認メールが来ます。）



直接入力の場合のメールアドレス
「yabuki21141257@kk.88island.jp」



★ ご登録の前に必ず下記事項をご確認ください ★

- ・本システムは、利用者数に上限がありますので、**1人1アドレスまでの登録**をお願いします。
- ・利用者情報の適切な管理を図るため、本サービスの登録情報は、登録利用状況により3～5年のサイクルでシステム管理者が全削除し、再度登録していただく場合もあります。その際には本システムでお知らせするとともに、広報などでも事前にお知らせをしますので、ご了承ください。
- ・登録した個人情報、セキュリティ対策が万全なNTTドコモサービスセンター内で管理されます。必ず利用規約に同意の上お申し込みください。
- ・迷惑メールの設定をしている方は、登録前に「yabuki21141257@kk.88island.jp」を受信できるよう設定をお願いします。
- ・本システムの利用料は無料ですが、携帯電話のポケット通信料等は利用者負担となります。
- ・休日及び夜間の火災情報等については、**事後の配信**となりますのでご了承ください。
- ・緊急の災害、有事情報については、「**緊急速報メール**」で配信されます。

図 町民生活課 町民生活係 ☎(42)2114

写真アルバム 9月中旬発売 限定1500部
白河・須賀川・石川・県南の昭和

■数千枚のオリジナル写真の中から600枚を厳選収録！
■懐かしい街並や建物、交通、祭り、学校など昭和の日常風景が満載

ホームページでミニ写真展開催中 **いき出版** で検索!!

仕 A4判・上製本・総頁280頁 収録写真約600点 刊行記念特価9,990円(税込)
株 株式会社 発行所 株式会社 発行所
株 株式会社 発行所 株式会社 発行所
株 株式会社 発行所 株式会社 発行所

ご予約は地元の書店へ！

シャディサラダ館のお中元

5円玉つかみ取り(1万円以上お買い上げ) } **特典あり**
全国無料発送

新益・法要のお返しに
感謝の心をお引物に
お電話下さい！お問い合わせいたします！

シャディサラダ館 きたむら 中町242 ☎42-2277

農業委員会からのお知らせ

農地の賃借料情報

平成21年12月15日に改正農地法が施行されたことにより、標準小作料制度は廃止されましたが、地域における賃借料の目安にするため、新たに農業委員会が農地の賃借料情報を提供することになりました。今後農地を貸し借りする場合には、これらの情報を参考に、当事者間で協議願います。

(10a当たり)

地目	地域区分	平均額	最高額	最低額	賃借件数
田	矢吹町全域	17,504円	20,000円	12,000円	168件
畑	矢吹町全域	9,692円	12,000円	3,000円	13件

遊休農地確認のため農地利用状況調査（農地パトロール）を行います

農業委員会では、「遊休農地の発生防止・解消」として年1回、町内の農地の利用状況調査を行っています。調査の結果、遊休農地の所有者・耕作者に対して、指導等を行う場合がありますので、適正な利用・管理をよろしく願います。

今年度の農地パトロールは、8月から9月にかけて農業委員が町内の農地を巡回することになりますので、農地の立ち入り等について、皆さんのご協力をお願いします。

農地を相続したときは届出が必要です

農地を相続したときは、農地のある市町村に、届出をする必要があります。

- 届出が必要な時は・・・相続（遺産相続、包括遺贈など）、法人の合併・分割、時効等で農地法の許可を受けることなく権利を取得した時です。
- 手続きの方法は・・・農地のある市町村の農業委員会に届出してください。
- 届出の時期は・・・権利取得を知った日から概ね10か月以内です。

図 産業振興課 農業委員会事務局 ☎(42)2115

第36回職場職域ソフトボール大会参加チーム募集

町内で働く勤労者の福利厚生の一環として、スポーツを通じて参加者の親睦交流を深めるとともに健康増進を図ることを目的として、ソフトボール大会を開催します。

ぜひ、職場・職域でチームを作って参加してみませんか。

参加申込期限 8月29日(金)
抽選会 9月11日(木)
大会開催日 9月28日(日) 午前8時(開会式開始)
大会会場 矢吹球場ほか

※詳しくは、お問い合わせください。

図 産業振興課 産業活性化推進室 ☎(42)2115
矢吹町商工会 ☎(42)4176

